

議員の期末手当について

議員の期末手当は、これまでも職員の期末手当・勤勉手当と同じ支給月数になっており、今回の人事委員会勧告による改定の影響を試算すると令和5年度については、次のとおりとなる。

(単位:円)

〈令和5年度 期末手当年間支給額〉

区分	改定前 (年間 4.40月) A	改定後 (年間 4.50月) B	改定による 影響額 (+0.10月) C(B-A)
議長	6,336,000	6,480,000	144,000
副議長	5,702,400	5,832,000	129,600
議員	5,121,600	5,238,000	116,400

(注) 議員期末手当： 報酬月額 × 1.2 × 支給月数

〈令和5年12月期 期末手当支給額〉

区分	改定前 (12月期 2.20月) A	改定後 (12月期 2.30月) B	改定による 影響額 (+0.10月) C(B-A)
議長	3,168,000	3,312,000	144,000
副議長	2,851,200	2,980,800	129,600
議員	2,560,800	2,677,200	116,400

※ 令和6年度以降は、6月期、12月期ともに 2.25 月 となる。